一般財団法人教職員育成支援財団給付型奨学金事業実施要項

令和 8 年 10 月 15 日制定
一般財団法人教職員育成支援財団

第 1 章　奨学金の概要

1　本実施要項について

本実施要項は、一般財団法人教職員育成支援財団（以下「財団」という。）が実施する一般財団法人教職員育成支援財団給付型奨学金事業（以下「本事業」という。）に関する内容について記載したものである。

2　事業の目的

本事業は、全国的に深刻化している教員不足の問題に鑑み、教員志望の学生に対して奨学金を支給し、その経済的負担を軽減することによって教員育成の一助とし、もって公教育の維持・発展に寄与することを目的とする。

3　実施主体

本事業は、財団及び財団が指定した大学（以下「指定大学」という。）が協力して実施する。

4　奨学金事業内容

（1）奨学金の名称
　一般財団法人教職員育成支援財団給付型奨学金
（2）奨学金の種類
　返済不要の給付型奨学金
（3）他の奨学金との関係
　併給可能
（4）応募資格
　指定大学の地域枠入試により入学した新入生（指定大学内で選抜あり）
（5）支給金額
　1 人当たり 4 年間で総額 48 万円（各年 2 回に分けて支給予定）
（6）支給期間
　奨学生が在籍している期間（4 年間を超えない）
（7）本事業の財源等
　① 本事業の財源は、下記のとおりとする。
　　ア 企業・団体等からの協賛金
　　イ 個人等からの寄付金
　　ウ その他事業収入等
　② 寄付者は、奨学生数の更なる充実のために都道府県等を特定した寄付をすることができる。財団はその額に応じて指定大学の奨学生数を調整することがある。
（8）奨学生数
　奨学生数は、各都道府県に 4 人程度とする。

なお、同一都道府県内に複数の指定大学があるとき、上記（７）②によるとき又はその他相当の理由があるときは、奨学生数を調整することがある。

当該年度の各指定大学の奨学生数については、財団が最終調整して指定大学に募集前までに伝達する。

（９）事業実施期間

令和８年度以降毎年度１回

第２章　指定大学

５　大学の指定

（１）財団は、地域枠の入学試験を実施する大学の中から、本事業を実施する指定候補大学（既指定大学を除く。）を選定する。その後、当該大学に説明し意向を確認した上で、同意が得られたら、指定大学に決定する。当該大学は、翌年度以降に本事業を実施する大学となる。

（２）指定大学は、財団により指定が発表された最初の年度以降、本事業の指定大学と称することができる。

（３）財団は、指定大学に対し最初に指定した年度に指定書を送付する。

（４）財団は、本事業の指定大学を、毎年度、実施年度の前年度中に Web ページ等で公表する。

（５）財団は、一般財団法人公立学校共済組合友の会（以下「友の会」という。）から本事業を継承するに当たり、既に指定された大学についても、当該大学への意向を確認した上で、財団の指定大学とする。

（６）上記（５）で意向を確認した、令和７年度及び令和８年度に友の会により指定された大学については、便宜上、事業継承以降もそれぞれ「令和７年度指定大学」、「令和８年度指定大学」と称する。

６　指定大学及び財団による奨学生の選抜、決定等

（１）指定大学は、実施年度ごとに地域枠で入学した１年生の中から本奨学金の受給を希望する者を募り、当該大学の奨学生数内となるよう選抜する。

（２）選抜に当たっては、財団としては成績や家計状況を応募要件としないが、当該都道府県内で教員として就職する意向を持っている者に限る。指定大学ではそのことを踏まえ、任意の方法で選抜を実施する。

（３）指定大学は、推薦者リスト及び関係書類を財団に送信する。

（４）財団は、推薦者リストを取りまとめ、奨学生を決定するとともに、本人及び当該大学に通知し、支給を開始する。

７　広報等への協力

指定大学は、財団が実施する本事業に関する広報や協賛者、寄付者の拡大等に可能な範囲で協力する。

第３章　奨学生

８　奨学生の募集

財団は、令和８年度以降原則として毎年度１回、当該年度当初に指定大学を通じて奨学生の募集を行い、当該年度中に決定する。

９　応募資格

本事業の応募資格者は、指定大学の地域枠により入学した新入生とする。

10　申請方法及び提出書類

受給希望者は、所属する指定大学から「給付型奨学金申請書」を受け取り、必要事項を記載の上、指定大学が定める期限（概ね４月中）までに指定大学へ提出すること。

11　奨学生の決定及び通知

（１）指定大学から「推薦決定通知」を受けた学生は、財団が指定するマイページ（「推薦決定通知」に URL を記載する。）に、本人情報及び受取金融機関口座等（※）を登録すること。

登録期間は、原則として７月１日から７月末日までとする（毎年度確認すること）。

※　受取金融機関は、みずほ銀行とする。みずほ銀行の口座がないときは口座を開設すること（店舗に出向かずスマートフォンで申込可能）。

開設後、近くに店舗や ATM がない場合は、スマートフォンに J-Coin Pay のアプリをダウンロードし口座と連携することでスマホから送金や支払いが可能である。

みずほ銀行の口座開設ページ：

https://www.mizuhobank.co.jp/account/index.html

（２）財団は、指定大学の推薦に基づき奨学生の決定を行い、その結果について指定大学及び奨学生に通知する。

奨学生への通知は、初年度の８月中旬までにメールで行うとともに、奨学生には「奨学生証」及び「奨学生ガイドブック」を送付する。

（３）令和８年度に奨学生に決定した者は「令和８年度第１期教職員育成支援財団奨学生（第１期奨学生）」と称する。以後、「令和９年度第２期教職員育成支援財団奨学生（第２期奨学生）」等と継続していく。

12　奨学金の支給方法

財団は、奨学生に対して奨学金を、本人名義のみずほ銀行の口座に直接送金する。

送金の時期は、以下のとおり。

区分	４月分から９月分	10 月分から翌年３月分
初年度	８月	10 月
第２年度以降	４月	10 月

13　奨学生の心得、報告義務等

（１）本奨学金は、企業・団体等からの協賛金及び個人等からの寄付金などを財源としている。奨学生として、それらの方々の善意に応えられるよう、自覚と責任をもって勉学に励むべきこと。

（２）財団や指定大学とのやり取りについては、期限を守り、誠意をもって行うこと。

（３）各支給前に教員となる意思の確認を行う。教員となる意思を喪失した場合、奨学金の受給の辞退を申し出ること。

（４）本奨学金の受給決定後に他団体の併給不可の奨学金を受給したい場合は、財団に申し出ることで奨学金の受給を辞退すること。

（５）奨学生は、年に数回、財団からの求めに応じて自らの近況を報告すること。なお、報告内容をもとに、財団は本人の同意のもと、広報に活用する場合がある。

（６）奨学生は、財団が開催する交流イベント等（Web 開催含む。旅費支給。）に原則として参加するとともに、広報等に可能な範囲で協力すること。

（７）奨学生は、この要項に記載した以外にも奨学生決定後に送付する「奨学生ガイドブック」に記載している事項に従うこと。

14　支給の制限等

（1）財団は、毎年度奨学生に対し、教員就職の意向確認を行うとともに、就業状況の調査を行う。同時に、指定大学に対しても情報提供を求める。

（2）奨学生が指定大学を卒業し教員とならなかった場合、学業不振等により卒業できなかった場合又は当該地域外で教員となる場合であっても、財団は奨学生に奨学金の返還は求めないこととする。

（3）奨学生が在学中に、教員になることを明確に断念した場合は、奨学生はその旨を財団に申し出なければならない。この場合、財団は申し出月の翌月から奨学金の支給を停止する。このことに関して、財団は、指定大学と連携を取り合う。

（4）奨学生が休学した場合は、本人は財団にその旨連絡する。また、指定大学はその旨財団に連絡するものとする。財団は、休学期間中も、原則として奨学金を支給する。ただし、当該奨学生に対する総支給額は、48 万円を上限とする。

（5）奨学生が大学を退学した場合は、本人は財団にその旨連絡する。また、指定大学はその旨財団に連絡するものとする。財団は、奨学生が大学に在籍した最後の月の支給分をもって奨学金の支給を停止するものとし、翌月分以降の既支給金があるときは、本人に返還を求める。

（6）上記（5）及び 13 の（3）（4）の奨学生の代わりに、他の学生をその残りの期間で奨学生にするかどうかについては、指定大学からの要望に基づき、財団で決定する。

（7）上記以外に、奨学生に関して予期せぬ事態が生じたときは、財団、指定大学間で協議する。

第 4 章　スケジュール・その他

15　主な年間スケジュール

〇実施前年度

4 月　指定候補大学へ連絡
5 月　大学への説明
6 月　大学の指定
7 月　指定大学公表（大学広報可能）

〇実施年度

5 月末　指定大学から財団へ奨学生候補者を推薦
7 ～ 8 月 財団が奨学生決定、支給開始（半年分）

16　その他

（1）都道府県の枠を越えて広域に地域枠を設定している大学については、大学が設置されている都道府県内で教員になることを希望している学生を推薦するものとする。

（2）令和 8 年度の奨学金事業については、友の会の奨学金事業の実施は令和 8 年 10 月 14 日までとし、財団の奨学金事業の実施は令和 8 年 10 月 15 日以降とする。両事業は連続的に実施されるものとする。

（3）上記のほか、指定大学が、奨学金又は奨学生に関して協議があるときは、適宜財団に相談するものとする。